

板倉町婚活支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化・人口減少の抑制及び地域の活性化を目的として、結婚を希望する若い世代の出会いを促進し、板倉町の婚姻数及び出生数の増加を図るため、予算の範囲内において板倉町婚活支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マッチングアプリ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業として提供するインターネットマッチングサービスをいう。
- (2) 結婚相談所 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者をいう。
- (3) 婚活イベント 国、地方公共団体、民間事業者、その他の団体が開催する、結婚を希望する者に出会いの場を提供することを目的としたイベント又はパーティーで、インターネット、広報紙又はその他の方法により広く周知され、一般公募を行っているものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条に規定する支援金の申請日において、町内に住所を有する18歳以上39歳以下の者（高校生を除く。）
- (2) 第6条に規定する支援金の申請日の属する年度の初日から末日までの期間において、次のいずれかに該当する者
 - ア 町が指定するマッチングアプリを利用した者
 - イ 結婚相談所を利用した者

ウ 婚活イベントに参加した者

(3) 支援金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）を支払った日において、結婚を希望する独身である者

(4) 交付対象者が町税（板倉町税条例（昭和30年板倉町条例第20号）第3条に規定する町税をいう。）を滞納していない者

(5) 板倉町暴力団排除条例（平成24年板倉町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者
（対象経費）

第4条 対象経費は、第6条に規定する支援金の申請日の属する年度の初日から末日までの間に支払われた次の各号に係る経費の合計とする。

(1) 町が指定するマッチングアプリの登録料及び利用料

(2) 結婚相談所の登録料及び利用料

(3) 婚活イベントの参加料

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、1万円を上限とする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、マッチングアプリ、結婚相談所を利用又は婚活イベントに参加した日の属する年度の末日までに板倉町婚活支援金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し

(2) 対象経費の支払金額を証するもの（支払先のマッチングアプリ、結婚相談所又は婚活イベント名称、日付、金額の記載がある領収書等）

(3) 誓約書（別記様式第2号）

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、同一年度内において交付対象者1人につき1回限りとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、支援金交付の可否を決定するとともに、支援金の額を確定し、板倉町婚活支援金交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、板倉町婚活支援金請求書(別記様式第4号)により、支援金の請求を行うものとする。

2 町長は、交付決定者から前項に規定する請求書の提出があったときは、支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第9条 町長は、支援金の交付を受けた交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

別記様式第2号(第6条関係)

別記様式第3号(第7条関係)

別記様式第4号(第8条関係)